別記様式第７号（規格Ａ４）（第１８条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請 書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　群馬県知事　あて  　　　　　　　　　　　　　　 住　所  　　　　　　　　　　　受 注 者  　　　　 氏　名　　　　　　　　　印 | | | | | |
|  | 工事名 | |  | |  |
|  | 工事場所 | |  | |  |
|  | 工期 | 着工 | 年 月 日 | |  |
|  |  | 完成 | 年 月 日 | |  |
|  | 請負代金額 | |  | |  |
| 上記の工事を次の事項により施工することをお請けします。  １ 頭書の工事を頭書の工期内に別冊設計書、図書及び仕様書に基づき完成すること。  ２ この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し､又は承継しないこと｡ただし､貴職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。  ３ 工事の施工に関しては､すべて貴職の指定した監督員(以下｢監督員｣という｡)の指揮監督に従うこと。  ４　工事の使用材料は、使用前に監督員の検査を受け、合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は遅滞なく引き取ること。  ５　水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施工するときは、監督員の立会いの下に施工すること。  ６　工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において､貴職又は監督員から図面又は仕様書に基づく改造の請求があったときは､これに従うこと｡この場合において、請求代金の増額又は工期の延長の請求はできないこと。  ７　受注者の責めに帰する理由によって、頭書の完成期日に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、遅滞違約金（未済部分の契約金額相当額対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律２５６号）第８条第１項の規定に基づく率を乗じて計算した額）を支払い、工事を完成すること。  ８　工事が完成したときは、書面で通知し、検査に合格後に引渡を行うこと。  ９　工事の施工に関して下請契約等の相手方から暴力団等を排除するとともに、暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について遅滞なく発注者への報告及び警察への届出を行うこと。  10　本書に定めのない事項については、建設工事請負契約約款の定めによるほか、必要に応じ、受注者及び発注者が協議の上定めるものとすること。  注 請負代金額の記載方法は、下記のうちのいずれかとする。この場合において、「課税事業者」とは消費税の納税義務がある事業者をいい、「免税事業者」とは消費税の納税義務が免除される事業者をいう。  (１) 課税事業者の場合 | | | | | |
|  | 請負代金額うち取引に係る消費税 | | | 円 |  |
|  | 及び地方消費税額 | | | 円 |  |
| (２) 免税事業者の場合 | | | | | |
|  | 請負代金額 | | | 円 |  |
|  | | | | | |